平成24年度 第3回市川市地域自立支援協議会 会議録(概要)

1 開催日時:平成24年11月26日(月)10時00分~12時05分

2 場 所:急病診療・ふれあいセンター2階 第2集会室

三田委員、森田委員、山﨑委員

3 出席者:磯部委員、植野委員、内野委員、遠藤委員、大井委員、木下委員、 木本委員、小井土委員、酒井委員、佐々木委員、柴田委員、田上委員、 永井委員、長坂委員、保戸塚委員、松尾委員、三浦委員、三嶋委員、

事務局:市川市 障害者支援課(中里主幹、木塚主幹、高橋主幹、渡辺副主幹、池澤主査)

市川市 障害者施設課(小泉課長、鷺沼園長)

傍聴:2名

4 議 事:

- (1)開会
- (2)障害者団体連絡会・各専門部会からの報告・協議
- (3)障害者虐待防止センターについて
- (4)その他
- (5)閉会
- 5 提出資料:
 - (1)障害者団体連絡会報告
 - (2)生活支援部会報告
 - (3)相談支援部会活動報告
 - (4)就労支援部会資料

【開会 10時00分】

【議事(1)開会】

山﨑会長 : 皆さんおはようございます。ただいまより、平成 24 年度第 3 回地域自立支援協議会を開催いたします。今日は前回同様に、障害者団体連絡会や各部会からの報告を踏まえて、共通する課題の抽出を行っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。そのほか、10 月から障害者虐待防止法が始まって、虐待防止センターの状況なども報告があるかと思います。

では障害者団体連絡会から報告をお願いします。

【議事(2)障害者団体連絡会・各専門部会からの報告・協議】

障害者団体連絡会からの報告

大井委員 :(資料に基づいて報告)

生活支援部会からの報告

松尾委員 :生活支援部会は、居宅支援連絡会・グループホーム等連絡協議会・重心サポート会議・日中活動連絡会の4つの会議・協議会からの報告を受け、情報共有をして改善の取り組みをしています。後ほど、各会議から報告していただきます。(資料に基づき報告)

森田委員: (日中活動事業所における送迎の実態把握調査の中間報告について、資料に基づき報告)現在集計中なので、データはあげられないのですが、事業ごとや 障害ごとなど分析をしていきたいと思います。

三嶋委員: 重心サポート会議について報告します。研修会関係ですが、昨年も講演会と、 浅田 OT と私のほうで実技的な研修会を事業所やヘルパーさん中心に行いました。今年度の講演会は、来年3月上旬に外部講師を招いて行う予定です。また実技研修会も、浅田先生と井上みどり先生により認知・コミュニケーションも盛り込んでやっていきたいと考えています。また会議が今週にもあるので、何かあればお伝えします。

柴田委員:グループホーム等連絡協議会です。10月15日に協議会の中で、グループホーム入居検討会を行いました。入居希望者が年々増えており、精神障害の方の GH は通過型といいますか、自立に向けた卒業で入れ替わりがあるんですが、 知的の方は入れ替わりや卒業が難しく、そこでずっと暮らしていくという傾向が強くあります。そうした中で希望されてもなかなか空きが出ず、新しくホームができたときに緊急度や家族・本人の状況を踏まえて話し合う場として入居検討会を開いています。今回2名の空きに対して希望者が8名となり、6名の方が入居できなかった状況でした。日中通っている所への送迎の問題と

か、ご家族が入居希望していてもご本人が望んでいないとか、大声を出して しまい近隣の状況から難しいとか、様々な課題が挙げられました。皆さんに は、こうした課題があることを知っていただきたいのと、グループホーム連 絡協議会としても今後検討を進めていく中で随時ご報告していきたいと思い ますのでよろしくお願いします。

内野委員: 居宅支援連絡会です。今年度は1回開催して、年明けにもう1回開催予定です。喀痰吸引が始まりましたので、その管理者研修を障害者支援課で開催し、 周知をしたところです。

相談支援部会からの報告

長坂委員 :(資料に基づいて報告)

就労支援部会からの報告

小井土委員:就労支援部会の、一般就労に関する取り組みについて報告します。

(「就労支援担当者会議」資料に基づいて報告)

酒井委員 : 福祉的就労担当者会議からの報告をします。(資料に基づいて報告)

山﨑会長 : ありがとうございました。それではここまでのことで、何かご質問やご意見

はありますか。

植野委員 :まず、障害者団体連絡会に関連して、読売新聞に災害時要援護者に関する広 域支援の考え方で、内閣府のほうで情報共有していくという方向性で検討し ていくということでした。そういう方向になったときに、団体連絡会は20団 体ありますが、全て対応していくのかということも協議していきたいと思い ます。2点目は、ハートフルセミナーで「ハートフルマップ」が配られました が、市だけでなく、必要な人材を確保・育成していく考え方から、県レベル の社会資源も対象とすべきと思います。例えば視覚障害者とか聴覚障害者へ の情報提供施設、盲ろう者のガイドヘルパーも県の事業ですが、案内があり ません。あるいはサークルレベルの社会資源、手話サークル「輪の会」「汐風」 なども拠点の一つとなる可能性があります。また視覚障害者の卓球とか車椅 子バスケットのサークルなども載せるということも、今後作り直すときには 配慮いただきたいということです。3 つ目は、送迎に関する調査がありました が、日中活動事業所の定義として法定施設だけなのか、教えてください。そ れと、市川市の範囲だけなのが違和感があります。聴覚障害者の事業所は市 川市になく、千葉市に通わないといけないのですが、あえて市川市の範囲に とどまっているのも検討課題だと思います。4つ目ですが、就労に関して雇用

率の定義を伺いたい。ある聴覚障害者が採用面接を受けて2~3ヶ月待たさ

れて採用になったところが、2日目に解雇されたという事例がありました。試用期間中だからということでしたが、採用だけでも雇用率の算定になるのかということを教えていただきたい。また65歳までの雇用延長についても雇用率カウントに入るのかも教えていただければと思います。

山﨑会長:1つ目は、内閣府から出された災害時要援護者の情報共有の考え方で、これは 大井さん、障害者団体連絡会のテーマとして今後話していくということでしょうか。

大井委員 : そうですね。

山崎会長:情報共有の枠が広がるというのが出されていると思いますが、個人情報の取り扱いについて災害時は情報共有すべきじゃないかという考え方なので、それも含めて検討いただきたいと思います。なお市川市の要援護者登録と支援者の関係というのが、仕組みはできていますが課題が残っていますので、このことも含めて検討をお願いしたいと思います。次に、市内の社会資源の一覧をまとめたマップの中に、市にない県の関連施設やサークルレベルの団体も入れるべきというご意見ですが、松尾さんいかがでしょう。

松尾委員: おっしゃるとおり、幅広い情報を載せることについては生活支援部会としても同感です。ただ、そもそも最初にこれを作ろうとしたきっかけは、長野県で自主生産品のカタログを作って住民に販売することを通じて障害理解を進める目的のパンフレットを入手して良いなと思ったところからで、市民の身近なところで障害者が活動していることを知っていただきたいことが目的だったことがあります。ですので今後、改定していくにあたり、事業所の説明のために使うのか、住民の方にガイドブック的なものにするのか、利用者に向けたものにするのか、目的と対象を検討したいと思います。

植野委員 :人材の確保・養成という意味で提案させていただきました。

山﨑会長:次に、送迎のアンケートについて、日中活動事業所の定義ですね。それと、 市内にない資源への調査範囲を網羅的に広げるべきではないかというご意見 でしたが、いかがでしょうか。

森田委員 : 送迎というくくりがいいのか移動というくくりにするか、一度にアンケートをやると事業所の送迎と個別の移動が一緒になると混乱することから、日中活動連絡会の対象者に限定して送迎に関するアンケートをしたほうが課題が明確になるだろうということで実施しました。その「日中活動」というのは就労継続支援も生活介護も地域活動支援センターも入っています。その事業所送迎の課題に限定したアンケートですので、生活支援部会としてはまた全体のことは考えないといけないと思います。

植野委員:地域活動支援センターは地域生活支援事業なので市の独自の制度になっていますが、就労継続 A 型とか B 型というのは国の制度なので市内だけでなく市

外の事業所の送迎も対象になるのではないかと思うのですが。

森田委員 : 市民が他市の事業所に通うという、市民対象とすると範囲を広げないといけませんが、今回は市民個別ではなく事業所にアンケートをとりましたので、 そこは漏れているかもしれません。

植野委員 : ありがとうございます。

山﨑会長 : 次に法定雇用率の考え方で、実際の事例をお知らせいただきましたが、入社 してすぐ解雇した場合に雇用率に反映されるのかというお話でしたが。

小井土委員:雇用率のカウントは、週30時間の労働が必要ですので2日の雇用ではカウントに含まれないと思います。

山﨑会長 : もう一つは 65 歳までの障害者の雇用について、雇用率にカウントされるのか というお話ですが。

植野委員 :5 年前に法人化したときに障害者雇用に補助金制度があって、労働局から 65 歳まで対象ということで定款などに含めるようにいわれたことがあって、それが今年になって何か具体的な条件をつけるような通知があって、雇用率のカウントに何か影響があるのかということです。

小井土委員:雇用率に関しては、障害者手帳をお持ちの方で週 30 時間以上働けば、カウントされます。それは年齢に関係ありません。

植野委員 :わかりました、ありがとうございます。

山﨑会長 :他に皆さんからありますか。

長坂委員: ワーカーズトークについて、就労部会にしてもえくるにしても、フィットする行き場のない方の層があって、ある意味われわれも期待しているところがあります。 具体的に集う場の時間帯とか曜日とかイメージはありますか。

小井土委員:働いている方が対象なので金曜日の夜や土曜日など、比較的皆さんが休みや すい時間帯になると思います。

長坂委員 : 例えば駅近くで、夕方 5 時から 10 時ぐらいまで開いてるようなイメージでしょうか。

小井土委員:長さまでは踏み込んでいませんが、みんなが行きやすい場所・行きやすい時 間というのがベストだと思います。

山﨑会長:働いている障害のある方が集まったり情報交換したりする場所を狙っているわけですよね。その場所をどうするか、マネジメントするのは自主運営というよりはプロフェッショナルが入る場合のコストだとか課題として挙げられているわけですが、こんな方向性というのがあれば聞かせてください。

小井土委員:継続してやっていくためにはボランティアではなく、きちんと人件費のバックアップが必要ですし、トラブルへの対応なども考慮しないといけないと思います。ただ具体的なイメージまでは話が詰められていません。

山崎会長 : 事業所がボランティア的支援をするのは限界があると思いますが、利用者さ

ん自身がマネジメントできる可能性がどこまであるのかも検討していただいたほうがいいかと思います。働いている人たちなので、トラブル対応も含め自分たちでマネジメントすることも提案してほしいと思います。で、残った部分をどうプロフェッショナルが担っていくかを部会で詰めていただきたいと思います。もう一つはハードをどうするかで、公共施設を定期的に借りる形でいいのか、それ以外の方法が必要なのか検討いただきたいと思います。他にございますか。

私からいいですか。グループホーム入居検討会の報告の中で、2人の枠に8人が希望したと。誰を入所させるかというのを、よその事業所も加わって検討したということですか。

- 柴田委員 : 今回、日中活動事業所に通っている方もいない方も含めて、新たにグループホームができたところで希望をとった中で 8 名の希望があがってきました。 既に入所されているところに空きがあって、他の入所者との相性もあるので、 関係者も含めて検討したということです。入居検討のもう一つの目的は、市内にこれだけ入居希望者がいるということを共有する場でもあるということです。
- 山﨑会長:情報共有と、入所の可否を決める場になっているわけですね。ただもし僕が利用者だったら、何を根拠に入居を決めているのかと思うんですが。ある種のガイドラインが必要なのかなと思うのですが。これは柴田委員さんだけでなく他の委員さんにも、また当事者の方にも伺いたいことですが。
- 三浦委員:今回の2名は、私たちのグループホームに欠員が生じたため、募集したんですが、それぞれご本人とご家族、所属している事業所の方に来ていただいて面接と説明をして、その中で何名かの方は費用負担が難しいということで辞退されたのと、日中活動の場にスムーズに通えるかということも判断させていただいて、2名の方を決めさせていただきました。その理由については、事業所にも伝えており、いまのところクレームはありません。
- 山崎会長: これまでは事業所対事業所の話し合いの中で決めていたことが、いろいろな人がある意味客観的な立場で入所の判断にかかわるということであれば、事業所独自の視点とは別にそういう視点が加わるのもありかなと思いますが。
- 植野委員:グループホーム入居にあたって、市からの家賃補助というのはどれぐらい出るのでしょうか。そういうことが影響があったのか、他の市からの入居希望があったのかも含めて教えてください。
- 木塚主幹:まず国のほうから1万円補助が出ます。それを控除して半額、2万5千円を限度に市から補助しています。これは事業所に対する補助ではなく、利用者本人に対する家賃補助です。例えば5万円の家賃であれば、国の補助で1万円。 残り4万円の半額、2万円を市で補助するということです。

植野委員 :家賃の影響はあったんでしょうか。

柴田委員 : グループホームの家賃は、単身生活保護を考えて 4 万 6 千円から 5 万円ぐら いで、6 万円までいくグループホームは実際にはほとんどありません。市と国 からの家賃補助で実費は半額で済んでいるのが現状です。

山﨑委員:ということは、家賃がネックになることはないということですか。

三浦委員 : うちのグループホームは家賃 5 万円なので実際の自己負担は 2 万円で、それ 以外に食費や何やらかかると 1 ヶ月トータルでこのぐらいという説明をして います。

植野委員:他の市からの申し込みはありますか。

柴田委員:知的障害の方の場合、他市からの要望は全くないわけではないですが、市川の人が利用できずに他市の人が利用できるというのはやはりどうかと思うので、他市に積極的に情報は出してはいません。

植野委員 :ありがとうございました。

山﨑会長: そろそろまとめたいと思います。災害時の情報共有、広報啓発パンフレットのあり方、送迎のアンケート、法定雇用率について、ワーカーズトーク、グループホーム(特に知的の方)の入居に関する課題があったかと思います。他にありますか。

植野委員 : 消防の広域化についてお話ししたいと思います。平成 25 年度からスタートしますが、119 番の通報ですが今後千葉市と松戸市の 2 極分化になります。市川では松戸を中心とした 6 市の体制になります。そこで働く人は各市から出向する共同運用になります。119 番の聴覚障害者に対する配慮など、もし今後自立支援協議会でこのことが議題となるのであれば、他の市もかかわってきます。ご参考までによろしくお願いします。

山崎会長 : これは障害のある人だけの課題ではなくて、いろんな人が松戸に集まるので、 例えば私が自分の住所を言うにしても「市川市の」と言わないといけない。 それと、センター方式になったときに、障害のある人が救急や消防を要請す るときに課題になるのではないか。そうしたときに、自立支援協議会で話し合いが必要ではないかということですね。

植野委員: 例えば聴覚障害者の場合はメールという方法がある。今までは松戸市と浦安市だけがメールの 119 番通報をやっていたんですが、平成 25 年 5 月から一括でメール通報方式になるという。もし手話通訳が必要な場合でも、市によって仕組みがバラバラなので、どのように統合するか一市だけでは難しいと思うので広域的な話し合いが必要と思います。

山﨑会長: 仕組みがどうなっているのか、また聴覚障害者にとって何が課題なのか、まずわれわれ自身が理解した上で他市との意見交換が必要であれば進めていくということでよろしいでしょうか。

植野委員 :よろしくお願いします。

【議事(3)障害者虐待防止センターについて】

山﨑会長: それでは次の議題に移りたいと思います。本年 10 月 1 日から障害者虐待防止センターがスタートしています。現在の状況を報告いただきたいと思います。

中里主幹: 10月から法が施行されて、現在まで市川市では5件受理しています。養護者が2件、使用者が1件、施設が2件ですが、施設のうち1件については後日、該当しないということが分かりました。(概略を説明する)

山﨑会長 : 全部で 5 件で、最後の 1 件は情報提供というか別の相談ということだったそうですが、残り 4 件については市としては虐待認定したということでよろしいですか。

中里主幹:そうですね、県外についてはその県に事実をご説明しているということになりますが、それ以外についてはそうなります。

山﨑会長: 疑いがある時点で誰が通報してもかまわないわけですが、その後センターの 職員が事実確認するわけですね。

【議事(4)その他】

山﨑会長 :特にご質問なければ、次の「その他」ですが、障害者施設課から報告事項が あるようなので、お願いします。

小泉課長 : 昨年度から市の生活介護事業所である松香園への指定管理者制度の導入を進めてまいりましたが、この 9 月の市議会定例会にて指定にかかる議決をいただいたことから、来年 4 月 1 日から松香園は指定管理者による管理運営に移行することになります。詳細についてはこのあと松香園長からお話しますが、また改めて、今年度末か来年度初めに開催される自立支援協議会には、法人にも挨拶に伺わせたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

鷺沼園長 : 松香園については平成 25 年 4 月から平成 30 年 3 月 31 日までの 5 年間、社会福祉法人佑啓会の指定管理者による運営となります。指定管理者の指定については、市議会 9 月定例会にて議決を受け、9 月 26 日に告示を行いました。決定しました社会福祉法人佑啓会については、平成 5 年市原市において知的障害者入所更生施設「ふる里学舎」を開設し、以降多様なニーズに応えながら通所施設やケアホームなどを展開している法人です。4 月からは、松香園は佑啓会の運営となりますが、公立施設としての位置づけは変わりません。今後ともよろしくお願いします。

植野委員: 指定管理の導入の方法について聞きたいんですが、一般入札ですか、あるい は専門家の見識に配慮してなのか。

鷺沼園長 :まず募集要項というのを配布して、応募者にはそれに沿った形で提案書を出

していただきます。その提案書あるいは審査基準に沿って、福祉部が所管する公の施設の指定管理者候補者選考委員会を開き、そこで点数付けをしまして第1候補・第2候補という形で決定します。その後、市の内部で指定管理者候補者選定審査会にかけて、その判定が正しいか精査して、そこでまた第1候補・第2候補と決定をします。決定通知については、第1候補の事業者に送ります。同時に議会に、「この第1候補者に決定してよいか」議案を提出します。そして議決をしていただき、正式に決定するという流れになります。

植野委員 : わかりました。コンペ等の方法を取り入れているんでしょうか。

鷺沼園長 : 今回は、書類審査のみです。

植野委員:誰でもいいというわけではないので、専門性とか。

鷺沼園長 :条件をいろいろ定めています。

山﨑会長 : 今のお話は、選考委員に専門家がいるのかというようなことをお聞きしたかったのかと。

植野委員: それもあります。業者の側にも、専門性がなくても良いというようなことはないですよね。

鷺沼園長 : 福祉部内の選考委員会には外部の専門委員をお二人入れています。お一人は 税理士、もう一人は福祉の学識経験者です。

山﨑会長 : そのような形で専門性が担保されているわけですね。

田上委員:審査基準の中に「指定管理を受けた経験があるか」というのがあるんですよ。 そうすると新規参入ができないので、それはぜひ省いていただきたい。全体 の中のわずかな点数ですが、そこで差がついてしまうので。

山﨑会長 :課長さんいかがでしょう。

小泉課長 : 今おっしゃったような評価項目も確かに設定しておりますが、他の項目も含めた総合評価となりますことから、その点だけを持って点が高く出るとは限りません。総務省からは、指定管理者制度を運用するにあたっては、公平性と競争性を担保したうえでの運用を、という通知があらためて出ており、昨年度の議会でもこの趣旨を踏まえるべきだと言われる中で、どのような項目を設定するか我々も悩んだのですが、これは単に我々の考えだけでなく、市の契約を担当するセクションの審査も受け、さらに先ほどご説明した、副市長を委員長とする、公の施設の指定管理者選定審査会においても公募前に詳細なチェックを受けるなど、偏りのないように・・・・例えば市内の法人であれば地域に密着して事業展開していれば点数を高くするなど、できるかぎり配慮したつもりです。松香園の指定管理への移行にあたっては、指定生活介護だけでなく、指定特定相談や日中一時支援も含め、なるべく障害のある方がいろいろなサービスを使えるようにと思い、評価項目を設定してまいりました。今後につきましては、新規参入もしやすくなるよう再考してまいりたいと思

います。

山﨑会長 : これは今日ご参加の皆さんに非常に関係あることで、小規模でも実績を挙げている事業所もありますし、地域に密着してサービスを提供していることに皆さんの強い意欲を感じていますので、公的な事業に参入しやすい環境を、市としてもつくっていただきたいと思います。

松尾委員:今のお話に関連して、次回からという小泉課長のお話でしたが、今後の指定 管理の計画について教えていただきたいんですが。

小泉課長:他の公立施設が指定管理になるかどうかは、現段階で市長が入って方向性を 決める経営会議の中でオーソライズされたものはありません。いま施設課で も施設のあり方を検討していますが、指定管理というのはあくまで手法の一 つですので、場合によってはその方法をとらないということもあり得ます。 いずれにしても、最終的に市として方針決定されたものに従うということに なります。

山﨑会長: なるべく早めに情報を公開していただいて、状況把握した上で準備できるようにしたいということですかね。

小泉課長: 私どもとしては、将来的に障害のある方がいろいろなサービスが必要になってくることを十分認識しています。単にコスト削減のため、サービスが移ればいいということではなく、コスト削減もするけれどいろんなサービスが広がるのが趣旨ですので、そうなるよう慎重に検討していきます。

山崎会長 : ありがとうございました。最後に一点だけ、後見支援に関する途中経過をご 担当からご報告いただきたいのですが。

高橋主幹 : 後見支援について、いま市のほうで考えているのは成年後見になります。障害者と高齢者になりますが、別々にではなく、一体的に取り組む形としています。市川市の場合、地域福祉支援課が成年後見の窓口で、障害者支援課も参加して検討会を行い、今のところ「広報・周知活動」「相談支援」「市民後見人の養成・活動支援」ができる組織をつくる方向で予算をあげていますが、このあと財政や議会の承認を経なければ認められませんので、現在は「あげている」という状況になっています。

山﨑会長 : ありがとうございました。以上で本日予定されていた議題は全て終わりました。事務局から連絡はございますか。

高橋主幹: 長時間にわたりありがとうございました。次回の協議会の日時や開催場所につきましては、後日お知らせしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【議事(5)閉会】

山﨑会長 : ありがとうございました。それではこれで、平成24年度第3回地域自立支援

協議会を終了いたします。

【閉会 12時05分】